

日本体育大学女子バレーボール部後援会 会則

2024年7月施行

日本体育大学女子バレーボール部後援会 会員心得

1. サポーターはスポーツマンシップに則り、日体大女子バレーボール部(6人制)を応援する。
2. サポーターは、本会または本会の他のサポーターとの信頼関係を著しく害する行為をしない。
3. サポーターは日体大女子バレーボール部員同様に「愛されるサポーターズクラブ」として試合会場やスタンドでは品位のある行動をとり、サポーターも大学のTOPチームという誇りを持つ。
4. サポーターは試合会場ではスタンドでの応援に専念し、試合前・後の選手やスタッフへ話かけるのは控え、試合に専念できる環境作りを心掛ける。

日体大女子バレーボール部後援会 会則

第1章 総則

第1条 当会は、日本体育大学女子バレーボール部後援会(以下、当会)と称し、日本体育大学学友会女子バレーボール部を後援・応援・サポートする運営を行う。

第2章 組織

第2条 当会は、日本体育大学学友会女子バレーボール部後援者・応援者・サポーターをもって組織をする。

第3章 目的

第3条 当会は、日本体育大学学友会活動の理念に基づき、現役学生部員の競技力と学士力の向上を計り、発展に寄与する事とする。

第4章 活動

第4条 当会は、第3章.3条の目的達成の為、第5章を元にした役員の承認のもとに下記の活動を行う。これらの活動結果は期末に決算を行い決算報告書とともに、総会にて報告する。

1. 海外及び国内遠征等の活動への支援
2. バレーボール教室等の諸行事・イベント参加と支援
3. その他、当会目的達成に必要な諸活動への支援

第5章 役員

第5条 当会は、下記の役員を置く。
会長1名、副会長若干名、事務局長1名、会計1名、監査若干名(以下役員と称す)。

第6条 役員の任期は2年とする。

第7条 当会は年に1度の総会を開催し、本会の目的達成のための諸事業の計画、立案の執行と決算及会則の改正等の重要事項の審議と決定を行う。

第8条 当会は1年に1度の総会を必ず行うものとする。

第9条 会長は会を代表し運営する。副会長は代表を補佐し、代表が欠員のときはその職務を遂行する。

第10条 会長は、組織運営に関することを遂行するが会長不在の時は、役員がその職務を遂行する。

第11条 会計は、会計に関する一切の任務を遂行するが会計不在の時は、事務局長がその職務を遂行する。

第6章 財務

第12条 当会の運営経費は次のような財源をもって施行する。
1.年会費及び支援金、後援会寄付金その他の収入をもって充てる。

第13条 会計年度終わりにて、余剰金がある場合にはこれを次年度に繰り越す。

第14条 決算は年度末に行い監査の審査を受けて総会にて報告する。

第7章 役員組織編成と事務局所在

第15条 当会の役員組織編成は下記の通りと運営を行うものとする。

会長	岸 芳雄
副会長	西行 麦
事務局長	田中 麗奈
監査	武田 義也

事務局所在地

日体大女子バレーボール部 監督 根本 研(代表)
〒158-8508 東京都世田谷区深沢 7-1-1
TEL:03-5706-0928

第8章 会員種別と会費

第16条

当会の運営は下記記載の各会員からの会費にて運営を行うものとする。

<企業会員>

- ・ゴールド会員:年会費一口以上 ¥100,000
- ・シルバー会員:年会費一口以上 ¥50,000

<一般会員>

- ・スペシャル:年会費一口以上 ¥10,000
- ・レギュラー:年会費一口以上 ¥3,000

第9章 退会、除名について

当会の退会、除名については以下の通りと定める。

第18条 退会

- ・会計年度の会費を納入していない者は、会員の権利を失うものとする。
- ・死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は当会が消滅したとき。
- ・除名されたとき。

第19条 除名

- ・本会の名誉を傷つけたことにより会長もしくは役員会が除名相当と認めるときは、除名するものとする。

第 10 章 その他

第 20 条 当会会員は、総会への参加は可能な限り出席をし、やむを得ず欠席した場合は代表に決議を一任するものとする。

附則 この規約は、令和 6 年 7 月 1 日から適用する。

サポーターズクラブ 後援・応援会費振込先

さわやか信用金庫 上野毛支店 店番:111

普通預金 口座番号:0001593

口座名 :日体大女子バレーボール部サポーターズクラブ 代表 岸芳雄

サポーターズクラブ 入会申込方法

入会申込は右記 QR コードからお申し込みください。

